

## 町の防災対策支援

町では災害時に備え、次の防災対策関係の支援を行っていますのでご活用ください。

支援制度名	内 容																		
<b>ブロック塀などの除去・生け垣設置の助成</b> 問合せ先:総務課 ☎388-1111	震災時のブロック塀などの倒壊による人命の危険の防除とともに、町内の緑化を推進するために補助金を交付しています。 <b>1.ブロック塀の除去</b> ≪条 件≫個人の住宅などの敷地内に設置されたブロック塀などで、道路に面した部分で0.65メートル以下の高さまで除去した場合 ≪助成額≫1メートル当たり7,800円で、補助率3/10(限度額100,000円) <b>2.生け垣の設置</b> ≪条 件≫個人の住宅などの敷地内に道路に面して設ける生け垣で、次のすべての条件を満たすものを設置した場合 a.樹木の高さ:0.65メートル以上    b.樹木の幅:0.2メートル以上 c.生け垣の延長:3.0メートル以上    d.樹種:生け垣に適した樹木 ≪助成額≫1メートル当たり3,600円で、補助率3/10(限度額40,000円)																		
<b>家具転倒防止補助器具の支給</b> 問合せ先:総務課 ☎388-1111	家具が転倒すると家具の下敷きになって怪我をしたり、外へ逃げ遅れる原因になります。65歳以上の高齢者のみで構成された世帯や、障がい者の方のみで構成されている世帯などに自主防災会長(町内会長)を通して家具転倒防止補助器具を支給しています。 ≪タイプ≫L字型金具式とチェーン式(無償) ≪支給数≫一世帯当たり4個(2組)まで ※支給は1回限りです。																		
<b>防災士の資格を取得する方へ助成</b> 問合せ先:総務課 ☎388-1111	減災と地域防災力向上のために活動し、町の防災事業に活躍していただける防災士を育成するため、防災士の資格取得に必要な経費の一部を助成しています。 ≪対象者≫次のすべての条件を満たす方 a.町内に住民登録があり、町税などに未納がない方 b.防災士研修センターなど(防災士機構が認定した研修機関)が実施する講座を受講する方 c.防災士の資格取得後、防災士として町内の自主防災組織などで活動する意識のある方 ≪助成額≫補助対象額の1/2(限度額30,000円)																		
<b>建築物の耐震化支援</b> 申込期限 12月28日(水) 問合せ先:建設課 ☎388-1117	<b>1.木造住宅耐震診断相談士無料派遣事業</b> 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅一戸建ての耐震診断を希望される方に、無料で岐阜県木造住宅耐震相談士(以下「相談士」)を派遣して耐震診断を行います。 ※耐震補強のための概算費用が分かります。 <b>2.建築物耐震診断助成事業</b> (1)昭和56年5月31日以前に着工された建築物(旧基準建築物)の耐震診断に対して費用の一部を助成します。 ≪条 件≫a.建築物の構造が、国土交通大臣の特別な認定を受けたものでないもの。 b.一定規模以上の建築物においては一般社団法人岐阜県建築士事務所協会の耐震評価委員会などの専門機関に諮られたものであること。 c.賃貸住宅は、居住者に診断の承諾を得ているもの。 (2)昭和56年6月1日以降に着工された木造住宅(新基準木造住宅)で一戸建て住宅、長屋、共同住宅の耐震診断も費用の一部を助成します。 ≪条 件≫a.店舗等併用住宅の場合は、のべ床面積の1/2が住宅部分であること。 b.在来軸組構法、伝統的構法または枠組壁工法によるものであること。 c.賃貸住宅は、居住者に診断の承諾を得ているもの。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>建築物</th> <th>助成限度額</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧基準建築物(一戸建て住宅以外)</td> <td>100万円</td> <td rowspan="3">耐震診断経費の2/3</td> </tr> <tr> <td>旧基準建築物(一戸建て住宅)</td> <td>8万6千円</td> </tr> <tr> <td>新基準木造住宅</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table> <b>3.木造住宅耐震補強工事助成事業</b> 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、相談士による耐震診断を受けて補強が必要とされ、相談士が設計や工事監理する木造住宅の耐震補強工事に対して費用の一部を助成します。 ≪条 件≫次のa.またはb.に該当していること。 a.上部構造評点が、診断時1.0未満であった住宅を、補強後に1.0以上とする補強工事を実施すること。 b.上部構造評点が、診断時0.7未満であった住宅を、補強後に0.7以上とする補強工事を実施すること。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>耐震評点</th> <th>助成限度額</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.7以上1.0未満</td> <td>84万円</td> <td rowspan="2">耐震補強工事費120万円以下 (耐震補強工事費)×61.5% 耐震補強工事費120万円超 (耐震補強工事費)×11.5%+60万円</td> </tr> <tr> <td>1.0以上</td> <td>101万1千円</td> </tr> </tbody> </table> (ただし、転倒の恐れのある家具などは地震対策をすること。)	建築物	助成限度額	助成額	旧基準建築物(一戸建て住宅以外)	100万円	耐震診断経費の2/3	旧基準建築物(一戸建て住宅)	8万6千円	新基準木造住宅	3万円	耐震評点	助成限度額	助成額	0.7以上1.0未満	84万円	耐震補強工事費120万円以下 (耐震補強工事費)×61.5% 耐震補強工事費120万円超 (耐震補強工事費)×11.5%+60万円	1.0以上	101万1千円
建築物	助成限度額	助成額																	
旧基準建築物(一戸建て住宅以外)	100万円	耐震診断経費の2/3																	
旧基準建築物(一戸建て住宅)	8万6千円																		
新基準木造住宅	3万円																		
耐震評点	助成限度額	助成額																	
0.7以上1.0未満	84万円	耐震補強工事費120万円以下 (耐震補強工事費)×61.5% 耐震補強工事費120万円超 (耐震補強工事費)×11.5%+60万円																	
1.0以上	101万1千円																		

支援制度の詳細は、各課へお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。